

事務連絡

令和6年11月29日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事業部

改正建設業法に関する説明会の開催について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、令和6年7月18日付事務連絡「第三次・担い手3法に関する説明会の開催について（周知依頼）」においても法改正に係る説明会を案内したところですが、今般、12月にその一部が施行される改正建設業法により、建設業界における価格転嫁協議のルールが見直されるとともに、ICT活用による現場管理の効率化などが求められることを受け、改正法の要点を解説する「改正建設業法説明会」が12月19日から順次開催されることとなりました。

法改正全体の概要に加え、8月に実施した説明会の内容を拡充し、新たに施行される具体内容や、先進的な企業の事例が紹介され、建設企業が速やかに取り組むべき対応策が学べる内容となっているため、国土交通省より貴会会員企業の皆さまにご参加いただきたい旨の連絡がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆さまへ周知賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、一部地区の対面説明会は、既に満席となっている箇所もございますが、オンライン説明会は空きがある状況となっております。

以上

【添付資料】

・別紙 国土交通省記者発表資料

【説明会参加申込 URL】

<https://www.ari.co.jp/seminar/>

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

令和6年11月21日
不動産・建設経済局建設業課

建設業法等の改正に関する説明会を全国5都市で開催 ～建設業者・発注者を対象に12月19日から順次開催（参加無料）～

国土交通省は、12月にその一部が施行される改正建設業法の内容を解説する説明会を全国5都市で開催します。初回は12月19日の東京会場で行い、その後全国で順次開催予定です。

12月にその一部が施行される改正建設業法により、建設業界における価格転嫁協議のルールが見直されるとともに、ICT活用による現場管理の効率化などが求められます。

これを受け、国土交通省は、改正法の要点を解説する「改正建設業法説明会」を12月19日から順次開催します。

本説明会では、8月に実施した説明会の内容を拡充し、法改正全体の概要に加えて、今回新たに施行される具体内容など最新情報を中心にご説明します。また、先進的な企業の事例も紹介し、建設企業が速やかに取り組むべき対応策を学べる内容としています。

なお、東京及び大阪会場では、建設企業に加え、民間を含む発注者向けの説明会も同時開催し、発注者が対応すべき内容についても解説します。

○参加申込み（委託先：(株)日本アプライドリサーチ研究所サイト内）

<https://www.ari.co.jp/seminar/>

○開催日程

▼建設業者向け

東京	令和6年12月19日（木）	14:00-16:00	浜離宮建設プラザ
大阪	令和7年1月17日（金）	〃	エル・おおさか
名古屋	令和7年1月23日（木）	〃	ウインクあいち
札幌	令和7年1月31日（金）	〃	札幌第1合同庁舎
福岡	令和7年2月5日（水）	〃	天神チクモクビル

▼発注者向け

東京	令和6年12月19日（木）	10:30-12:00	浜離宮建設プラザ
大阪	令和7年1月17日（金）	〃	エル・おおさか

【問合せ先】

不動産・建設経済局 建設業課 黒田、寺田、瀬口

TEL：03-5253-8111（内線24-758） 直通 03-5253-8277

